

配置技術者の途中交代に関する特記仕様書

1 . 配置した監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下、監理技術者等という。）の途中交代については、次のいずれかに該当する場合を除き原則として認めない。

- (1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) その他特別な場合において発注者と事前に協議し承諾を得た場合

2 . 監理技術者等を途中で交代する場合は、次のことについて発注者と協議し、同意を得なければならない。

- (1) 交代の時期は、工程上一定の区切りと認められる時点であること。
- (2) 交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上であること。
- (3) 工事の規模、難易度等に応じ必要な場合にあっては、一定期間重複して工事現場に配置すること。
- (4) 工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。